

学校における医療費適正化の取組

総社市教育委員会学校教育課

1 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の利用促進

- (1) 保護者に対して、学校管理下において負傷・疾病等があった場合は、総社市の小児医療費助成制度ではなく、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用するよう広報、啓発する。
- (2) 学校管理下において負傷・疾病等への対応を主に担当する養護教諭・養護助教諭や学級担任等が、該当する負傷・疾病等の発生時に園児児童生徒の保護者に対して日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の利用を呼び掛けるよう徹底する。

2 食育の指導の充実

- (1) 学校給食共同調理場の栄養教諭や学校栄養職員が学校訪問をし、給食や学級活動の時間等に、食に関する正しい知識と望ましい食習慣について指導する回数を増やす。
- (2) 生産農家の方等をゲストティーチャーとして招へいし、栄養教諭や学級担任とのチーム・ティーチングによる食育の授業を実施する。
- (3) 給食便りや学校通信等により学校における食育指導の様子を紹介したり、親子料理教室を開催したりすることを通して、家庭に対する啓発活動を行う。

3 欠席日数抑制の取組の充実

- (1) 「だれもが行きたくなる学校づくり」のプログラムを推進することにより、子どもの欠席日数を抑制する。
 - ピア・サポートやSEL（社会性と情動の学習）、協同学習、品格教育等の、良質のコミュニケーションを大量に提供するプログラムにより、子ども同士が支え合う学校風土を築き、不登校やいじめの未然防止を図る。
 - 欠席3日の家庭訪問とチーム支援を徹底するなど、欠席し始めた子どもへの早期介入のシステムを確立する。
- (2) 「総欠席日数集計プログラム」により、学期ごとに各学校の児童生徒一人当たり欠席日数を把握し、その実態に応じた対策を行う。